

令和8年度当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途

平成26年4月1日に消費税率が5%から8%に、そして令和元年10月1日に一部を除き8%から10%に引き上げられました。
この引き上げられた消費税に伴う増収分は地方消費税交付金（社会保障財源化分）として、年金、医療、介護、子育て
といったすべての世代を対象とする社会保障のための経費の財源として活用しています。

令和8年度当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の活用状況は、次のとおりです。

（歳入）		
地方消費税交付金	452,231 千円	
うち社会保障財源化分	271,592 千円	
（歳出）		
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	3,189,265 千円	

（単位：千円）

区分	事業費	財源内訳					
		特定財源				一般財源	
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	地方消費税 交付金 （社会保障 財源化分）	その他
社会福祉							
社会福祉総務費	86,033	11,717	8,741	0	6,266	10,295	49,014
老人福祉費	62,465	8,780	3,298	10,600	9,715	5,220	24,852
障がい者福祉費	543,178	263,831	130,214	0	36	25,880	123,217
特別医療助成費	129,792	0	62,140	0	31,848	6,215	29,589
児童福祉費	1,083,399	524,904	142,134	27,700	45,315	59,598	283,748
母子福祉費	103,959	39,479	6,639	0	54	10,031	47,756
生活保護費	172,597	127,243	288	0	468	7,741	36,857
小計	2,181,423	975,954	353,454	38,300	93,702	124,980	595,033
社会保険							
国民健康保険事業費	132,104	15,979	45,119	0	168	12,296	58,542
介護保険事業費	329,952	8,125	4,063	0	2,312	54,757	260,695
後期高齢者医療費	316,700	0	55,671	0	1,323	45,080	214,626
小計	778,756	24,104	104,853	0	3,803	112,133	533,863
保健衛生							
医療施策事業費	38	0	0	0	0	7	31
保健衛生総務費	12,920	0	0	0	220	2,204	10,496
母子保健費	43,142	15,087	2,279	0	215	4,437	21,124
予防費	88,797	256	285	0	0	15,320	72,936
保健対策費	84,189	4,552	1,552	0	6,010	12,511	59,564
小計	229,086	19,895	4,116	0	6,445	34,479	164,151
合計	3,189,265	1,019,953	462,423	38,300	103,950	271,592	1,293,047

※上記の事業費から事務費および人件費を除いています。